

職員の損害賠償責任について上限を設けることができるようにすべきではないかという検討が進められているようだ。職員の自分が勤務する自治体に対する損害賠償責任には、民法七〇九条に基づくもの、国家賠償法一条二項に基づく求償によるものと地方自治法二四三条の二第一項に基づくものがあり、いずれも、当該自治体がその責任を追及しない場合は、同法二四二条一項の住民監査請求及び二四二条の二第一項の住民訴訟の対象となり得る。

これらのうち、国家賠償法と地方自治法に基づく責任は、故意又は重過失が要件とされているが、民法七〇九条による責任は、過失がある限り、免れることができない。そして、長及び地方公営企業の管理者については、地方自治法二四三条の二第一項が適用されず、その責任は民法によるとするのが判例であり、個人の負担能力をはるかに超える損害賠償を命ずる判決が出されることが珍しくなくなっている。

ところで、会社法は、会社と役員の間は民法の委任に関する規定に従うとする(三三〇

条)ほか、「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」とし(三五五条)、役員等がその任務を怠ったときは、それによって株式会社が生じた損害を賠償する責任を負うこととしている(四二三条一項)一方で、その責任は総株主の同意がなければ免除

新・弁護士月記 ⑩



責任の制限

橋本 勇

できず(四二四条)、当該役員等が善意でかつ重大な過失がないときは、最低責任限度額を控除して得た額を限度として、株主総会の決議によって免除することができる(四二五条一項)のを原則としている。そして、この原則の例外として、監

査役設置会社又は委員会設置会社に限って、「当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役(当該責任を負う

取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。」とする(四二六条一項)ほか、社外取締役の責任の限定についても特別の規定(四二七条)を置いている。

自治体と職員の関係は公法関係であるから、そこには私法関係を規律する法律は適用されないという大命題によって、契約に関する民法の規定は公務員の勤務関係に適用されないこととなされる結果、地方公務員法が適用される一般職の職員は別としても、長等の特別職である執行機関の当該自治体に対する法的責任は極めて曖昧である。判例が、地方自治法二四三条の二の条文構成についての形式的な観察によって、同条が長や管理者には適用されないとした結果、最高裁の裁判官自体が通常の個人の責任論の考え方では困難であるといわざるを得ない程の高額の損害賠償を命ずる判決が出されるようになってきた(本書六月号本欄参照)ものと思

う。
住民訴訟による高額損害賠償も問題であるが、その前提となる職責及び責任原因についての整理が必要なのではなからうか。(弁護士